

【ベトナム】改正公文書館法の制定

海外立法情報課 濵谷 由紀

* 2024 年 6 月、改正公文書館法が制定された。電子媒体の文書に関する規定が整備され、情報へのアクセス権が明記され、文書保護の啓発及び私的アーカイブの振興が規定された。

1 背景と経緯

ベトナムでは 1945 年 9 月の独立直後から公文書の毀損の防止及び保管が重視されてきた¹。2011 年 11 月 11 日には公文書館法²（以下「2011 年法」）が制定された（2012 年 7 月 1 日施行）。また、2024 年 11 月 30 日にはデータ法³が制定される（2025 年 7 月 1 日施行）など、デジタルトランスフォーメーションに対応する法整備が進んでいる。公文書館法については、2024 年 6 月 21 日、2011 年法の改正法である公文書館法⁴（以下「改正法」）が制定された。2025 年 7 月 1 日の改正法施行に伴い、2011 年法は経過規定である第 65 条を除き失効した（第 64 条）。

2 概要

改正法は、全 8 章 65 か条から成る。同法の対象範囲は、紙媒体の行政文書の管理のみならず、私的アーカイブ文書⁵及び（それらに対応する）電子媒体の文書を含む、文書全般の管理及び関連の政策に及ぶ。ただし、改正法の規定の遵守が義務付けられているのは、「ベトナム国務文書コレクション」⁶に含まれる文書及び特別な価値を持つ⁷私的アーカイブ文書に限定される（第 3 条第 1 項）。改正法の概要は、次のとおりである。

（1）行政文書に関する最低保存期間の新設及び移管規定の整理

ファイル及び文書の保存（lưu trữ）期間には永年又は有期があり（第 15 条第 1 項）、有期の場合の保存期間は当該案件の終了から 2~70 年である（第 15 条第 3 項）⁸。ファイル及び文書

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 6 月 11 日である。法令の原文は、ベトナム社会主義共和国官報電子版（Công báo nước CHXHCN Việt Nam）<<https://congbao.chinhphu.vn>>から閲覧した。

¹ 米川恒夫「海外公文書館事情—ベトナムの公文書館制度について—」『アーカイブズ』No.26, 2007.2, pp.58-59. <https://www.archives.go.jp/publication/archives/wp-content/uploads/2015/03/acv_26_p57.pdf> ヴー・ティ・フンほか（伊澤亮介訳）『ベトナムアーカイブズの成立と展開—阮朝期・フランス植民地期・そして 1945 年から現在まで—』ビスタピー・エス, 2016, pp.54-55.

² Luật số 01/2011/QH13 Luật lưu trữ. <<https://congbao.chinhphu.vn/noi-dung-van-ban-so-01-2011-qh13-532>> Luật số 01/2011/QH13 の直訳は第 01/2011/QH13 号で、第 13 期国会が 2011 年に制定した 1 番目の法律という意味である。

³ Luật số 60/2024/QH15 Luật dữ liệu. <<https://congbao.chinhphu.vn/noi-dung-van-ban-so-60-2024-qh15-43563>>

⁴ Luật số 33/2024/QH15 Luật lưu trữ. <<https://congbao.chinhphu.vn/noi-dung-van-ban-so-33-2024-qh15-42548>> アーカイブ（lưu trữ）とは、文書の価値の保全、祖国防衛及び公民の情報アクセス権保障等のため文書を保存する活動をいう（第 2 条第 1 項）。2011 年法及び改正法は、一般にアーカイブズ法（Law on archives）と英訳される。

⁵ 私的アーカイブ文書とは、個人、家族、親族集団、コミュニティー並びに非政府組織及び私企業その他の組織の活動において形成された文書である（第 9 条第 4 項）。いわゆる私文書を指す。

⁶ 「ベトナム国務文書コレクション（Phông lưu trữ Nhà nước Việt Nam）」とは、国家機関、国営企業、人民軍等の活動の中で形成された文書並びに歴史的人物等に関する文書等をいい、国家機関は中央レベルのみならず三層の地方レベルも含む（第 9 条第 3 項）。この「ベトナム国務文書コレクション」の上位概念に「ベトナム国家文書コレクション（Phông lưu trữ quốc gia Việt Nam）」がある。後者は「ベトナム国務文書コレクション」のほか、「ベトナム共産党文書コレクション」及び私的アーカイブ文書から成る（第 9 条第 1 項）。

⁷ 特別な価値を持つとは、国家の歴史、領土形成、科学的業績その他の内容を含むことをいう（第 38 条）。

⁸ 2011 年法では有期の場合の保存期間は 70 年以下であり、最短保存期間は定められていないかった（2011 年法第 17

は当該案件の終了から 1 年以内に現用アーカイブズ(文書管轄期間内で文書保存を行う部署等)に移管され(第 2 条第 8 項及び第 17 条第 2 項)、機密指定を受けた文書等を除き、現用アーカイブズ移管後 5 年以内に歴史アーカイブズ(いわゆる非現用文書の保存を行う機関)に移管される(第 2 条第 9 項並びに第 17 条第 3 項及び同 6 項)⁹。

(2) 電子媒体の文書をめぐる関係の整理及び国務デジタルアーカイブの設立

電子媒体の文書間の関係及び電子媒体の文書と紙媒体の文書の関係が整理された¹⁰。電子媒体のアーカイブ文書は、デジタルアーカイブ文書(ボーンデジタルアーカイブ文書及びデジタル化されたアーカイブ文書)並びにその他の電子媒体のアーカイブ文書から成る(第 32 条)。デジタル化されたアーカイブ文書は、原文書の完全性が担保され、アクセス及び利用が可能な場合、原文書と同等の法的価値を持つ(第 34 条第 1 項)¹¹。ベトナム国務文書コレクションのデータベース及び内務省が管轄する電子媒体のアーカイブ文書を管理及び運用するシステムとして、国務デジタルアーカイブを構築し、内務省がこれを管理する(第 35 条第 5 項)。

(3) アーカイブ文書の情報へのアクセス保障の明記及び利用制限規定の継続

(国家) 機関、各種組織、個人は、アーカイブ文書に収録されている情報にアクセスする権利を持ち(第 26 条第 1 項 a 号)¹²、業務、科学及び歴史研究並びにその他の合法的な目的のためそれらの情報を利用する権利を持つ(同項 b 号)。ただし、国家及び民族の利益、共同体の利益、個人、家族、親族集団¹³、コミュニティー(以下「個人等」)、(国家) 機関及び各種組織の権利及び合法的利益を侵害するためにアーカイブ文書を利用し、又はアーカイブの利用者へのサービスを悪用してはならない(第 8 条第 4 項)。

(4) 文書保護の啓発及び私的アーカイブの振興

「アーカイブ社会の構築」及び「アーカイブの社会化」が新たに国家の政策とされ¹⁴、国内の各種組織、個人等によるアーカイブ文書の保護等の奨励(第 5 条第 4 項)、利用者へのサービスに対する投資等の奨励(同第 5 項)、教育活動におけるアーカイブ文書活用の奨励等が図られることになった(第 45 条)。また、私的アーカイブを扱う章が新設された(第 5 章)。私的アーカイブの経費は、自弁が原則である(第 47 条)。国家は、私的アーカイブの意義及び重要性の啓発及び周知並びに所有権の保護及び専門的指導等を行う(第 48 条)。特別な価値を持つ私的アーカイブ文書を自ら保存する個人等は、国家の補助を受けることができる(第 52 条)。

条)。一方、2022 年 12 月 19 日内務省通達第 10 号は別途、文書の種類に応じた最短の保管(bảo quản)期間を定め、国家機関のみならず企業も適用範囲に含むが、改正法に定められた保存期間との関係は明示されていない。Thông tư số 10/2022 TT-BNV quy định thời hạn bảo quản tài liệu. <<https://congbao.chinhphu.vn/noi-dung-van-ban-so-10-2022-tt-bnv-38385?cbid=42699>>

⁹ 法改正に伴い、歴史アーカイブズへの移管期間が短縮された。2011 年法では、永年保存文書は当該案件の終了した年から 10 年以内に歴史アーカイブズに移管されると定められていた(2011 年法第 21 条)。

¹⁰ 2011 年法では電子媒体の文書の管理の原則がわずかに定められるのみであった(2011 年法第 13 条)。2013 年には、電子媒体の文書の管理の詳細を規定した 2013 年 1 月 3 日付けの公文書館法の条項の施行の詳細を規定する政府議定(政令)(同年 3 月 1 日施行)が定められた。Nghị định số 01/2013/NĐ-CP quy định chi tiết thi hành một số điều của Luật lưu trữ. <<https://congbao.chinhphu.vn/noi-dung-van-ban-so-01-2013-nd-cp-713>>

¹¹ 改正法ではデジタルアーカイブ文書を媒体変換した紙媒体の文書は、一定の条件の下、原文書と同等の法的価値を持つとも定められた(第 29 条)。

¹² 2011 年法においても、(国家) 機関、各種組織、個人のアーカイブ文書に対する利用権は認められていたが(2011 年法第 29 条)、情報にアクセスする権利については明記されていなかった。

¹³ 原文はゾンホ(dòng họ)。少数民族キン族の場合、父系の親族集団で、家譜を継承することがある。家譜の持つ史資料としての価値は高く評価されている。Nguyễn Xuân Vượng, “Nguồn sử liệu gia phả,” 2020.7.14. National Archives Center No.1 website <<https://www.archives.org.vn/gioi-thieu-tai-lieu-nghiep-vu/nguon-su-lieu-gia-phap.htm>>

¹⁴ 改正法において、「アーカイブ社会の構築」及び「アーカイブの社会化」は、明確に定義されていない。